

## 「平成20年度食品安全委員会運営計画(案)」についての 御意見の募集結果について

1. 実施期間 平成20年2月14日～平成20年3月14日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
<b>【第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項】</b>		
	文言の追加について (意見) 3の3行目について「・ポジティブリスト制度の導入……」は、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入……」とされた方がよいのではないのでしょうか。	御指摘のとおり修正いたします。(別紙参照)
<b>【第2 委員会の運営全般】</b>		
	専門調査会専門委員の人選について (意見) 専門調査会の委員の人選に当たって、公募制度の導入あるいは学会からの推薦等の工夫があってもよいのではないのでしょうか。また、現場を承知している民間OBの活用も必要ではないでしょうか。	食品安全委員会の専門委員については、それぞれの専門調査会の特性に応じ、中立公正な立場から科学的又は専門的な議論を尽くしていただける学識経験者を幅広く選考しています。 ご意見をいただいた公募制度や学会からの推薦等については、それぞれの専門調査会の特性に対応した専門家としての適正の見極めが難しいこと、候補対象者が応募された方や推薦を受けた方に限定されること等の問題が想定されるため、原則として採っておりません。 なお、専門調査会のうち、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会については、食品安全委員会の年間計画の策定やリスクコミュニケーションの取組について一般の方の意見を直接反映させるという観点から、一部の委員を公募しています。
<b>【第3 食品健康影響評価の実施】</b>		
	食品健康影響評価の実施について (意見) 食品安全委員会が行っている農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品等の審査に関して、審査終了までの一般的な所要日数等を示していただきました	食品安全委員会は、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っていますが、調査審議の過程で、リスク管理機関に対し、追加資料等の要求を行う場合もあるなど、評価終了までの所要日数については、予断を持

<p>と思います。このような情報の開示は貿易相手国間で食品安全基準を統一するためには、きわめて重要な事項であると考えております。</p>	<p>ってお答えすることは困難です。</p> <p>なお、食品安全委員会としても、専門調査会の運営方法の見直し、リスク管理機関との連携の緊密化等を行うことにより、迅速かつ円滑な食品健康影響評価の実施に努めることとしており、平成20年度の運営計画において、平成19年度までに評価依頼を受けた案件については、評価に必要な情報が不足している場合等を除き、平成20年度中に評価を終了できるよう努める旨を記載しています。</p>
<p>食品健康影響評価の実施について (意見)</p> <p>国際的に承認され、また、汎用されている農薬・食品添加物については、より速やかに審査・承認プロセスを進めていただけるようお願いいたします。新しい農薬や食品添加物は、古いものよりも安全である場合が多いことから、新しい材料の適切かつ迅速な審査は、単に基準の不一致による貿易の妨げを回避するのみならず、より安全な食品をいち早く消費者に提供することになると考えております。</p>	<p>食品安全委員会においては、農薬や食品添加物の審査・承認プロセスに係る評価について、原則として、リスク管理機関からの評価依頼を受けたものから、順次、評価を行っているところです。</p> <p>また、調査審議に当っては、毒性試験データ、代謝試験データなどの科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っており、その評価結果に基づき、承認等のリスク管理措置がとられることとなっています。</p> <p>なお、承認プロセスについての御意見は、リスク管理機関にお伝えすることとします。</p>
<p>食品健康影響評価の実施について (意見)</p> <p>「リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるように努めるとともに、」と記載されていますように、食品添加物の健康影響評価については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」(平成8年3月23日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知、いわゆるガイドライン)を満たす資料がリスク管理機関である厚生労働省から提出されるべきものと思いますが、平成19年度の専門調査会を傍聴させていただきましたが、そうでない場合が多いと思います。いわゆる「国際汎用添加物」であっても、わが国独自の用途が付加される場合は、このガイドラインを満たすべきものと思います。</p> <p>また、食品添加物は、食品の製造の過程等で、食品に添加、混和、浸潤等の方法によつて使用される物ですので、食品中の化学的変化、消化管での変化、ADMEプロフィール(剤型による吸収の変化を含む)、不純物の評価など多面的な評価がなされるべきものと思いますが、そうした資料が少ない場合や検討されない場合が散見されます。</p>	<p>リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の調査審議については、リスク管理機関から提出された資料のみならず、国内外の科学的知見を基に総合的に評価しています。</p> <p>食品添加物の評価についても、厚生労働省から提供された資料がご指摘の厚生労働省通知を満たすか否かを問わず、食品安全委員会として総合的に評価を行っています。</p> <p>なお、食品添加物については、現在、食品安全確保総合調査において、評価ガイドラインの構築に必要な諸情報等を整理しているところであり、今後は、調査結果を踏まえ、添加物専門調査会等における調査審議を経た上で、評価ガイドラインを策定することとしています。</p>
<p>食品健康影響評価の実施について (意見)</p> <p>新規に開発され国際的に利用されている農薬、食品添加物、組換え体食品等について、適切に、かつ、迅速な審査を進めるためには、食品安全委員会の人員・予算がよりいっそう拡充されることを望みます。</p>	<p>ポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うこととしています。</p> <p>また、食品健康影響評価を適切に実施できるよう、今後とも、必要な予算及び人員の確保に努めていくこととしています。</p>

<p>食品健康影響評価の実施について (意見) 清涼飲料水の審査をすみやかに進めるとともにリスク管理を合理的、効果的に行ってください。 (理由) 清涼飲料水の規格基準については、平成15年7月3日に清涼飲料水の規格基準を定めるよう諮問されてから3年半が経過しています。しかし、「食品健康影響評価の審議状況(平成20年2月6日現在)」によると農薬、化学物質・汚染物質ともに清涼飲料水に関する案件は審議中のものが多く、実際にはリスク管理が行われていない状況だと考えられます。この案件に関する審議をすみやかに実行するとともに、評価に必要な案件については未審議の状態であっても暫定的にリスク管理を開始するなど、合理的、効果的なリスク管理体制をとることが必要だと考えます。</p>	<p>清涼飲料水の規格基準に係る食品健康影響評価については、農薬9物質及び化学物質・汚染物質9物質の調査審議が終了しており、評価結果を厚生労働省に通知しています。 今後の調査審議については、現行の規制状況、科学的知見の収集状況等を考慮した上で、評価に係る優先順位の検討を行うとともに、類似物質のグループ化、国内外の評価書の活用等について検討を行い、調査審議の効率化及び迅速化に努めることとしています。 なお、リスク管理体制についての御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えすることとします。</p>
<p>食品健康影響評価に関するガイドラインの策定について (意見) 既存添加物名簿にない「天然添加物」の指定に当たって、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」の修正の検討がなされてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘の厚生労働省通知「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」に係る御意見については、厚生労働省にお伝えします。 なお、食品安全委員会における食品添加物に係る評価ガイドラインの策定に当たっては、既存添加物名簿にない「天然添加物」を評価することも考慮するものとしています。</p>
<p>食品健康影響評価に関するガイドラインの策定について (意見) 残留農薬、食品添加物に係る食品健康影響評価に関するガイドラインの策定を検討してください。 (理由) 食品健康影響評価に関するガイドラインは、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」等が定められていますが、これらは遺伝子組換え食品、肥料、薬剤耐性菌、特定保健用食品を対象にしており、化学物質、特に残留農薬と食品添加物の評価に関するガイドラインがありません。厚生労働省および農林水産省でかつて使用していたものや、国際的な組織が使用している評価基準が参考になると考えますので、これを用いてすみやかにガイドラインとして確立することにより、円滑で誤解のないリスク評価が実施できると考えます。</p>	<p>食品健康影響評価に関するガイドラインの策定については、現在、リスク管理機関と調整の上、ポジティブリスト制度の導入に伴い暫定的な残留基準が設定された農薬等に係る評価ガイドラインの作成を進めているところです。 また、食品添加物については、食品安全確保総合調査において、評価ガイドラインの構築に必要な諸情報等を整理しているところです。</p>
<p>食品健康影響評価技術研究について (意見) 食品健康影響評価技術研究の結果をすみやかに公表してください。 (理由) 平成17年度に選定された食品健康影響評価技術研究の多くが、研究期間を3年間と定められており、</p>	<p>平成17年度から本研究事業が行われていますが、平成19年度が最終年度の研究課題については、事後評価を実施した後、すみやかに研究の成果を食品安全委員会のホームページに掲載したいと考えています。 また、研究課題の採択に当たっては、研究計画の内容を重視した評価を行っており、良い評価が</p>

	<p>平成19年度が最終年度となります。研究結果についてはすみやかにその成果を公表し、研究結果を普及することが必要だと考えます。また、若手研究者を積極的に登用するなど、活気のある研究環境をつくる仕組みを考えることによって、より充実した結果が得られると考えます。</p>	<p>得られれば若手研究者であっても積極的に採択することとしています。</p>
	<p>委員会が自ら行う食品健康影響評価について（意見）</p> <p>自ら食品健康影響評価が行われた案件及びファクトシートが作成された案件は、国民が関心を寄せている事項に比べ極めて少ないと思います。予算を確保し、案件を大幅に増やしていただきたいと思ひます。また、案件の策定に当たっては、国民から広く意見を募集していただきたいと思ひます。</p>	<p>自ら食品健康影響評価を行う案件の選定は、消費者団体からの委員や公募委員を含む関係各方面から選任された委員から構成される企画専門調査会において、国民からの意見や情報収集の分析結果に基づき検討を行い、自ら食品健康影響評価を行う案件やファクトシート等の作成を行う案件を決定しています。</p> <p>また、自ら食品健康影響評価を行う案件の決定に当たっては、意見交換会を開催し、消費者をはじめとする関係者相互間における情報や意見の交換に努めているところです。</p> <p>このような取組を通じ、国民の意見を踏まえた適切な案件選定を行ってきているところであり、国民のニーズに応えられるよう、今後とも、適正な運営に努めたいと考えております。</p>

【第4 リスクコミュニケーションの促進】

	<p>リスクコミュニケーション推進事業について（意見）</p> <p>リスクコミュニケーターの活躍の場を検討してください。</p> <p>（理由）</p> <p>平成20年度より新たに「リスクコミュニケーター（インタープリター）を育成することが計画されています。科学的知見に関する情報をわかりやすく説明する役割は非常に重要だと考えます。今年度継続して養成を実施した「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）」とともに、「リスクコミュニケーター（インタープリター）」が活躍する場の検討をすみやかに行うことが必要です。また、このとりくみにおいてはリスク管理機関と協力することでより効果的なものになると考えます。リスク管理機関との連携の下、科学的な考え方の普及について貴委員会がリーダーシップを発揮するよう求めます。</p>	<p>地域におけるリスクコミュニケーターの育成については、その後の地域における効果的・効率的な活動展開を考慮し、地方自治体と連携して実施していくことが重要であると考えており、これまで、地方自治体との共催により、指導者育成講座、リスクコミュニケーター（ファシリテーター）育成講座を実施してきたところです。</p> <p>食品安全委員会においては、これらの受講者の活動状況について、地方自治体と情報共有を行うとともに、他の地方自治体や受講者へフィードバックを行っており、受講者の地域での活動を支援するため、今後とも、適切なフォローアップを実施していくこととしております。</p> <p>さらに、受講者の活躍できる場の設定については、地方自治体と連携して実践的な活動モデルを検討し、その情報を広くフィードバックしていきたいと考えております。また、その際に、リスク管理機関との連携も検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、平成20年度から計画しているインタープリターの育成についても、同様の考え方に立って、実施方法等の検討を進めていくこととしております。</p>
--	--	--

【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】

	<p>食品安全情報の収集と提供について（意見）</p> <p>全国の健康被害に係る情報を集約・解析し、健</p>	<p>食品安全委員会は、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術</p>
--	--	--

<p>健康被害を未然に防止するために情報を発信するしくみをリスク管理機関と連携して整えてください。</p> <p>(理由)</p> <p>食中毒等の被害の拡大を防ぐために、全国で散発的におきる食品の安全性に関する情報を一元的に集約し、分析することが重要だと考えます。食品安全基本法第十四条において、「(略)食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない」とあります。人の健康に重大な被害が生ずることを防止するために、貴委員会はリスク管理機関と連携して、全国の健康被害に係る情報を集約・解析し、健康被害が発生する可能性がある場合にはすみやかに国民に対して情報を発信する仕組みを整えることが必要です。</p>	<p>専門誌、インターネット等を通じて、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について整理、分析を行い、データベース化する取組を進めています。</p> <p>また、食品安全委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、国民に提供しています。今後とも、国民の関心に的確に応じられるよう適切かつわかりやすい情報提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>食品安全情報の収集と提供について (意見)</p> <p>食品安全総合情報システムの検索方法についてあらためて検討してください。</p> <p>(理由)</p> <p>現在運用している食品安全総合情報システム(以下「システム」)は、通常の検索エンジンとは異なる検索方法で運用されていると考えられます。そのため、「サイト内検索ウインドウ」で検索する結果とは異なる検索結果が出ており、利用が難しい原因の一つになっています。システムの利便性を図るためにも、「サイト内検索ウインドウ」を利用してシステムの情報にアクセスできるよう、検索方法の検討を行ってください。</p>	<p>現在、「食品安全総合情報システム」(以下「システム」という。)は食品安全委員会のホームページ上で利用可能とされているものの、ホームページとは異なり、より詳細な検索を可能とする仕組みで作られています。したがって、ホームページ上の「サイト内検索」では「システム」に蓄積されたデータを検索することはできず、検索するに当たっては、「システム」内で行う必要があります。</p> <p>今後、平成21年度から「システム」の更新を予定しており、この中で利用者の利便性向上のため、検索方法の改善についても検討を行う予定です。</p>
<p>食品安全情報の収集と提供について (意見)</p> <p>国際的な食品に係る食品安全管理体制について、情報を収集し、輸入食品に由来する健康被害を未然に防止するよう努めてください。</p> <p>(理由)</p> <p>食品流通の国際化に伴い、海外から輸入される食品が増加しています。こういった状況を鑑み、貴委員会はリスク管理機関と連携して、諸外国における食品安全管理体制に係る情報を収集し、必要に応じて輸出国および事業者に対する監視・指導を行うよう調整を行うことによって、輸入食品に由来する健康被害を未然に防ぐよう努めてください。</p>	<p>食品安全委員会においては、リスク管理機関などと連携して上記のような国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集、整理し、食品安全委員会をはじめ各機関はこれらの情報を活用して食品の安全性の確保のために、必要な措置を講じているところです。</p> <p>今後とも、食品の安全性の確保が図られるよう、適切に対応していきたいと考えています。</p>
<p>食品安全情報の収集と提供について (意見)</p> <p>いわゆる「中国産ギョウザ」に始まる今回の事態の原因究明について、事件性があるので警察関係機関で原因究明がなされることは当然のことと思いますが、検疫を含め防止できなかったかど</p>	<p>「食品による薬物中毒事案」については、消費者の安全という観点から、政府が一体となって被害拡大の防止、原因の究明、再発防止に取り組んできたところであり、食品安全委員会もその一員として科学的知見の提供を行うなどの対応を行ってきました。</p>

うか、わが国のシステムに対して科学的に検証していただきたいと思います。また、食品衛生法が危害防止に機能しているかどうか、食品安全基本法を含む法体系についても検証していただきたいと思います。このような事態は、食品安全委員会の存亡の危機ではないかと思っております。

本事案については、現在、原因究明を進めていますが、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」(2月22日付け関係閣僚会合申合せ)において、食品衛生法に基づく都道府県知事等から厚生労働省への食中毒等の連絡対象の拡大、輸入加工食品の監視体制の強化などの対策が講じられることになっています。

ご指摘のあった食品安全基本法においては、食品安全性の確保は食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされており、国、地方自治体及び食品関連事業者においてそれぞれの責務を踏まえ、食品の安全性の確保に努めていくことが重要であると考えています。

## 「平成20年度食品安全委員会運営計画(案)」の変更点

修正箇所	食品安全委員会第226回会合資料 (変更前)	食品安全委員会第231回会合資料 (変更後)
1項 13行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価(リスク評価)を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>食品に残留する農薬等に関する</u> ポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価(リスク評価)を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。</li> </ul>